

一 技能実習生受入事業場に対する監督指導結果 一

岐阜県内で就労する外国人技能実習生は約 8,400 名と愛知県に次ぎ全国で 2 番目に多く、これらの実習生受入事業場（実習実施機関）の中には、不適切な労務管理等が行われている事例も数多く見受けられる状況にあります。

1 技能実習生関係監督指導実施状況について

(1) 平成 25 年度 監督指導結果について

平成 25 年度（平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月）に県内 7 労働基準監督署が実施した監督指導結果をみると、監督を実施した 80 事業場のうち 67 事業場（違反率 83.8%）において労働基準関係法令（労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法）の違反が認められ、是正勧告等を行いました。【裏面参照】

法違反の状況としては、労働時間（40 事業場、50.0%）が最も多く、次いで法定割増賃金の不払（28 事業場、35.0%）、最低賃金（16 事業場、20.0%）の順に多くなっています。

また、賃金関係の是正勧告に基づき、13 の受入事業場（対象技能実習生 74 名）において、合計 4,473 万 8749 円の不足額を過去に遡って支払うなどの是正を行っています。

(2) 平成 26 年度 監督指導結果（4 月～11 月）について

平成 26 年度（4 月～11 月）の監督指導結果をみると、監督指導を実施した 58 事業場のうち 49 事業場において労働基準関係法令違反が認められ、年度途中の暫定値ですが、違反率は 84.5%と平成 25 年度を上回り過去最高水準となっています。

法違反の状況としては、労働安全衛生法（27 事業場、46.6%）が最も多く、次いで労働時間と法定割増賃金の不払（それぞれ 20 事業場、34.5%）、最低賃金未滿の支払（16 事業場、27.6%）の順に多くなっており、改善の傾向は認められません。監督指導を実施した受入事業場 69 件のうち 59 件（違反率 85.5%）において労働基準関係法令の違反が認められ違反率は過去最高となっています。

(3) 当局では、引き続き事業場に対する監督指導を行い、重大・悪質な事案には司法処分（送検）を含め厳しい態度で臨むこととしています。

平成 24 年 1 件、平成 25 年 3 件、平成 26 年 2 件、技能実習生に係る違法な割増賃金の支払や労働基準監督官に対する虚偽陳述等の労働基準法・最低賃金法違反の疑いで受入事業場（いずれも縫製業）を事件送致しています。

2 実習実施機関の隠蔽行為について

平成 26 年度に監督指導を実施した際、2 割以上の受入事業場において、事業主からの虚偽説明・説明拒否（22.4%）、帳簿等の改ざん・提出拒否（24.1%）等の隠蔽行為が認められました。